

かすみがうら市国民保護計画  
資料編

平成30年 3月  
かすみがうら市

# 目 次

## 第1編関係

- かすみがうら市国民保護協議会委員名簿〔1章4-(2)〕 . . . . . 1
- 関係指定地方行政機関〔3章(2)〕 . . . . . 2
- 関係指定公共機関〔3章(2)〕 . . . . . 3
- 関係指定地方公共機関〔3章(2)〕 . . . . . 3
- その他の関係機関〔3章(3)〕 . . . . . 3
  - ・ 災害時援助協定市町 . . . . . 4
  - ・ 県等機関 . . . . . 4
  - ・ 隣接市 . . . . . 5
  - ・ 報道機関 . . . . . 5

## 第2編関係

- 安否情報省令に基づく県への安否情報報告〔1章4-3、3編6章2〕 . . . . . 6
- 知事への被災情報の報告〔1章第4-4〕 . . . . . 7

## 第3編関係

- 県への応援・措置の要求〔3章4、7章第1-1〕 . . . . . 8
- 他の市町村長への応援要求・事務委託〔3章4〕 . . . . . 9
  - ・ 協定に基づくもの . . . . . 9
  - ・ 協定していない市町村 . . . . . 10
- 国及び他県、指定行政機関等への要請に係る知事への要求〔3章2、5〕 . . . . . 11
- 安否情報省令に規定する安否情報の収集〔6章1〕 . . . . . 12
  - ・ 様式第1号(避難住民・負傷住民) . . . . . 12
  - ・ 様式第2号(死亡住民) . . . . . 13
- 安否情報省令に規定する住民からの安否情報の照会及び回答〔6章3〕 . . . . . 14
  - ・ 様式第4号(安否情報照会書) . . . . . 14
  - ・ 様式第5号(安否情報回答書) . . . . . 15
- 知事への武力攻撃災害の兆候の通知〔7章第1-2〕 . . . . . 16
- 武力攻撃災害が発生した場合等の退避の指示〔7章第2-1〕 . . . . . 17
- 避難実施要領のパターン . . . . . 18
  - ・ 弾道ミサイル攻撃の場合 . . . . . 18
  - ・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 . . . . . 20
- 避難誘導における留意点 . . . . . 28

○ かすみがうら市国民保護協議会委員名簿 〔1編1章4-(2)〕

区 分	機関名・職名
会 長	かすみがうら市長
法第 40 条第 4 項第 1 号	関東農政局土浦地域センター長
法第 40 条第 4 項第 1 号	関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長
法第 40 条第 4 項第 1 号	関東地方整備局常陸河川国道事務所長
法第 40 条第 4 項第 2 号	陸上自衛隊古河駐屯地第 1 施設団第 101 施設器材隊長
法第 40 条第 4 項第 3 号	茨城県県南県民センター センター長
法第 40 条第 4 項第 3 号	土浦保健所 所長
法第 40 条第 4 項第 3 号	茨城県土浦土木事務所長
法第 40 条第 4 項第 3 号	茨城県流域下水道事務所 所長
法第 40 条第 4 項第 3 号	茨城県中央水道事務所 所長
法第 40 条第 4 項第 3 号	茨城県県西水道事務所 所長
法第 40 条第 4 項第 8 号	茨城県土浦警察署長
法第 40 条第 4 項第 4 号	かすみがうら市副市長
法第 40 条第 4 項第 6 号	かすみがうら市保健福祉部長
法第 40 条第 4 項第 6 号	かすみがうら市建設部長
法第 40 条第 4 項第 5 号	かすみがうら市教育長
法第 40 条第 4 項第 5 号	かすみがうら市消防長
法第 40 条第 4 項第 8 号	かすみがうら市消防団長
法第 40 条第 4 項第 7 号	東日本電信電話㈱茨城支店 支店長
法第 40 条第 4 項第 7 号	東京電力パワーグリッド㈱土浦支社 支社長

法第 40 条第 4 項第 7 号	東部ガス(株)茨城南支社 支社長
法第 40 条第 4 項第 8 号	かすみがうら市市議会議員
法第 40 条第 4 項第 8 号	かすみがうら市区長会 会長
法第 40 条第 4 項第 8 号	かすみがうら市地域女性団体連絡会 会長
法第 40 条第 4 項第 8 号	かすみがうら市民生委員児童委員協議会連合会 会長
法第 40 条第 4 項第 8 号	かすみがうら市建設業協会 会長
法第 40 条第 4 項第 8 号	かすみがうら市管工事組合 理事長
法第 40 条第 4 項第 8 号	女性消防団員
法第 40 条第 4 項第 8 号	霞ヶ浦地区婦人防火クラブ 委員長
法第 40 条第 4 項第 8 号	NPO法人メロディハウス理事長

○ 関係指定地方行政機関 [ 1 編 3 章 ( 2 ) ]

名 称	電 話	名 称	電 話
関東管区警察局	029-224-2111	関東東北産業保安監督部	0280-32-4141
関東総合通信局	03-5220-3660	関東地方整備局	029-241-1301
関東財務局	029-221-3188	関東運輸局	029-247-5348
横浜税関	045-212-6053	東京航空局	03-5275-9292
水戸原子力事務所	029-224-3830	東京航空交通管制部	03-5253-8111
関東信越厚生局	048-740-0711	東京管区气象台	029-224-1107
茨城労働局	029-224-6211	第三管区海上保安本部	045-211-1118
関東農政局	029-231-2266	防衛省北関東防衛局	048-600-1800
関東森林管理局	027-210-1158		
関東経済産業局	048-601-1200		

○ 関係指定公共機関 [ 1 編 3 章 ( 2 ) ]

名 称	電 話	名 称	電 話
日本銀行水戸事務所	029-224-2734	日本貨物鉄道(株)水戸営業支店	029-227-2113
日本赤十字社茨城県支部	029-241-4516	東日本電信電話(株)茨城支店	029-232-4825
日本放送協会水戸放送局	029-232-9885	東京ガス(株)日立支社	0294-22-4131
東日本高速道路(株)関東支社	048-631-0001	日本通運(株)水戸支店	029-248-0202
(独)水資源機構利根川下流総合管理所	0299-79-3311	東京電力(株)茨城支店	029-360-1211
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	029-282-1122	日本原子力発電(株)東海第二発電所	03-6371-7300
東日本旅客鉄道(株)水戸支社	029-227-5884		

○ 関係指定地方公共機関 [ 1 編 3 章 ( 2 ) ]

名 称	電 話	名 称	電 話
茨城県土地改良事業団体連合会	029-225-5651	関東鉄道(株)	029-822-3718
(社)茨城県医師会	029-241-8446	(社)茨城県トラック協会	029-303-6363
(社)茨城県歯科医師会	029-252-2561	東部ガス(株)茨城南支社	029-821-1107
(社)茨城県薬剤師会	029-306-8934	(社)茨城県高圧ガス保安協会	029-225-3261
(社)茨城県看護協会	029-221-6900	(株)茨城新聞社	029-239-3001
利根川水系県南水防事務組合	0297-83-2776	(株)茨城放送	029-244-3991
茨城交通(株)	029-251-2331	(福)茨城県社会福祉協議会	029-241-1133
日立電鉄交通サービス(株)	0294-32-7331		

○ その他の関係機関 [ 1 編 3 章 ( 3 ) ]

・ 災害時援助協定市町

市町村名	所在地	電話	FAX
東京都板橋区	板橋区板橋2-66-1	03-3579-2151	03-3963-0150
新潟県妙高市	妙高市栄町5-1	0255-72-5111	0255-72-9841
新潟県田上町	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070	0256-57-6222	0256-57-3112
栃木県日光市	日光市本町1	0288-21-5130	0288-21-5137
山梨県都留市	都留市上谷1-1-1	0554-43-1111	0554-43-5049
千葉県鴨川市	鴨川市横渚1450	04-7093-7833	04-7093-7851
群馬県渋川市	渋川市石原80	0279-22-2112	0279-24-6541
群馬県榛名町	群馬郡榛名町下室田900-1	0273-74-5111	0273-74-5035
群馬県東吾妻町	吾妻郡東吾妻町大字原町594-3	0279-59-3111	0279-59-3944
茨城県桜川市	桜川市羽田1023	0296-58-5111	0296-58-5115
福島県白河市	白河市釜子字殿田表50	0248-34-2113	0248-34-3584
山形県最上町	最上郡最上町向町644	0233-43-2111	0233-43-2345

・ 県等機関

名称	所在地	電話	備考
茨城県	水戸市笠原町978-6	029-301-2885	防災・危機管理課
茨城県県南県民センター	土浦市真鍋5-17-26	029-822-7010	
土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	029-821-5342	
土浦土地改良事務所	土浦市下高津3-14-5	029-822-5045	
土浦土木事務所	土浦市中高津3-11-5	029-822-4340	
霞ヶ浦湖北流域下水道霞ヶ浦浄化センター	土浦市湖北2-8-1	029-823-1621	
土浦警察署	土浦市立田町1-20	029-821-0110	
陸上自衛隊古河駐屯地	古河市上辺見1195	0280-32-4141	

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	土浦市右廻2410	029-842-1211	
航空自衛隊百里基地	小美玉市百里170	0299-52-1331	

・隣接市

名 称	所 在 地	電 話	備 考
土 浦 市	土浦市下高津1-20-35	029-826-1111	総務課危機管理室
石 岡 市	石岡市大字石岡3165-2	0299-23-1111	防災対策課
行 方 市	行方市麻生1561-9	0299-72-0811	総務課

・報道機関

名 称	所 在 地	電 話	備 考
日本放送協会水戸放送局	水戸市大町3-4-4	029-232-9885	
株式会社 茨城放送	水戸市千波町2084	029-244-3991	
株式会社 茨城新聞社	水戸市北見町2-15	029-239-3001	



○ 知事への被災情報の報告 [2編1章第4-4]

年月日に発生した による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分  
かすみがうら市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 かすみがうら市 丁目 番 号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者 (人)	行 方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

\* 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

○ 県への応援・措置の要求 [3編3章4、3編7章第1-1]

か 総 務 第 号  
平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 様

かすみがうら市長

印

要 請 書

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第18条第1項及び、茨城県国民保護計画第3編第3章第7節2(2)の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害発生日時	
2 災害発生場所	
3 被害の状況	
4 要請事項	

○ 他の市町村長への応援要求・事務委託 [3編3章4]

・協定に基づくもの

か 総 務 第            号  
平成    年    月    日

協定締結市町村長    様

かすみがうら市長



応 援 要 請 書

に関する協定第            条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

記

1 災害発生日時	
2 災害発生場所	
3 被害の状況	
4 要請事項	

・協定していない市町村

か 総 務 第 号  
平成 年 月 日

○ ○ 市町村長 様

かすみがうら市長



要 請 書

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第17条第1項の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

記

1 災害発生日時	
2 災害発生場所	
3 被害の状況	
4 要請事項	

○ 国及び他県、指定行政機関の長等への要請に係る知事への要求 [3編3章2、5]

か 総 務 第 号  
平成 年 月 日

茨城県知事様

かすみがうら市長



要 求 書

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（第18条第1項・第20条第1項・16条第5項）の規定に基づき、次のとおり要請くださるようお願いいたします。

記

1 災害発生日時	
2 災害発生場所	
3 被害の状況	
4 要 請 先	(国及び他県、指定行政機関の長等を記載)
5 要 請 内 容	

○ 安否情報省令に規定する安否情報の収集 [3編6章1]

・様式第1号 (第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の住所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
* 備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、同回答の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

・様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
* 備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、同回答の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注 5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

○ 安否情報省令に規定する住民からの安否情報の照会及び回答 [3編6章3]

・様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日	
申 請 者 住 所 (居 所) 氏 名			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )		
備 考			
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ( )
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。  
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。  
 4 ※印の欄には記入しないでください。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷者又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○ 知事への武力攻撃災害の兆候の通知 [3編7章第1-2]

か 総 務 第 号  
平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 様

かすみがうら市長



通 知 書

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第98条第3項及びの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 武力攻撃災害の兆候の発見日時	
2 武力攻撃災害の兆候の発見場所	
3 事態の状況	
4 通報者及びその他の情報	

退 避 の 指 示 ( 例 )

かすみがうら市長

○月○日○時現在

1 ○日○時、本市○○付近において、大量殺傷の恐れがある化学剤と思われるものが散布された。

要退避地域の住民は、次に掲げる方法に従って退避されたい。

2 住民の退避は、次の方法により行うこと。

(1) A地区の住民は、市避難場所である○○運動公園への退避を開始すること。

- ・ 退避の経路は市道○○号線を使用すること。
- ・ 市職員の誘導に従って退避すること。

(2) B地区の住民は、屋内に退避し、窓を閉め外気の流入を抑えること。

……以下略……

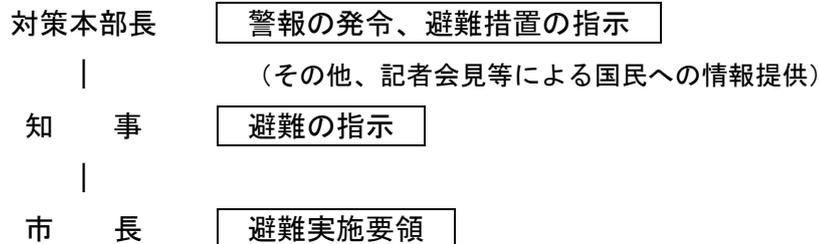
○ 避難実施要領のパターン（避難マニュアル）

**弾道ミサイル攻撃の場合**

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

**【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】**

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして対応を考える必要がある。

なお、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## 避難実施要領（例）

かすみがうら市長  
○月○日○時現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- (※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）。
- (※) 津波警報発令時に住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

### 2 避難誘導の方法

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らすなど、住民に警報の発令を周知させること。

- (※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- (※) 全国瞬時警報システム（J-alert）では、内閣府からの情報を市の防災行政無線で自動放送することが可能である。

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- (※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。

(比較的時間的な余裕がある場合)

### 避難実施要領 (例)

かすみがうら市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、かすみがうら市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

かすみがうら市は、A・B・C地区の住民約500名を、本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間バスによりかすみがうら市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。

このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

##### (2) 市の体制、職員派遣

#### ア かすみがうら市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

#### イ かすみがうら市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先のかすみがうら市・〇〇小学校に派遣する。  
また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

#### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

#### エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

（※）事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

（※）避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

### （3）輸送手段

#### ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

##### （ア）A地区

約200名、A公民館、市保有車両4台、〇〇バス2台

##### （イ）B地区

約200名、B公民館、〇〇バス4台

##### （ウ）C地区

約100名、C公民館、〇〇バス2台

##### （エ）その他

#### イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

#### ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

（※）バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

（※）避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

（※）夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

（※）冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

### （4）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の区長、自主防災

組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣の住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流団体等の能力を活用するなどして、語学に堪能な誘導員を窓口に配置するよう努める。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

#### (5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

#### (6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・市の誘導員は、腕章等により誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係

が希薄な地域においては、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

#### (8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては近隣の住民に声をかけあうなど相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

#### (9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

### 3 各部の役割

別に示す。

### 4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及びかすみがうら市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：かすみがうら市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

### 5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、かすみがうら市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

避難実施要領 (例)

かすみがうら市長  
○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○  
○地域で戦闘が継続している状況にある(○○日○時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報  
の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動する  
よりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋  
内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、  
海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警  
報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報  
をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝  
達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われる  
ことが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊  
からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時  
的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段な  
く移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考  
えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報  
がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるお  
それが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

○○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部  
等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応  
じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬  
送する。NBC攻撃による死傷の場合には、○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は  
搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は

搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMA T (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

#### (5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

### 避難実施要領 (例)

かすみがうら市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤(○○剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺のかすみがうら市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(○○1丁目～5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

かすみがうら市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

##### (2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

##### イ 市職員の現地派遣

市職員4名を爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。

また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

#### ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC 攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

#### (3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

#### (4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T (災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における NBC への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

#### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

#### (6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBC による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険

が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

#### (7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

#### 3 各部の役割

別に示す。

#### 4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：かすみがうら市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

### ○ 避難誘導における留意点

#### 1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

## 2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、また、それを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

## 3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと

等により、残留者の説得を行わなければならない。

- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素から、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

#### 4. 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適切と考える。
  - ① 防災・福祉関係部局を中心とした、横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
  - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - ④ 一人一人の避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

関係機関共有方式	福祉担当部局と防災担当部局等がそれぞれ把握している「避難支援プラン・個別計画」の対象者に関する上記の情報について、市個人情報保護条例の規定に基づき、関係部局での共有に努める。また、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ「かすみがうら市地域防災計画」の規定する避難支援に係わる関係者へ情報を提供するものとし、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。
同意方式	民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等は、「避難支援プラン・個別計画」の対象者に関する上記の情報を参考にして、避難行動要支援者登録制度への登録を呼びかける。また、地域において支援が必要な人を把握し、登録を直接働きかける。登録に際しては、消防機関や警察機関、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者等に個人情報を開示することについて、避難行動要支援者本人から同意を得るものとする。
手上げ方式	避難行動要支援者の対象者に準ずる者等で、災害時の避難支援を希望し、消防機関や警察機関、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者等に個人情報を開示することに同意する者は、「避難支援プラン・個別計画（避難行動要支援者登録申請書）」を市長に提出しなければならない。そのため、広報やホームページ等を利用して、避難行動要支援者登録制度を広く周知する。

※ 「かすみがうら市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」（平成28年3月）より

## 5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で危険な地域に向ったり、避難から脱落することがないように注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
  - ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
  - ・ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活

動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）

- ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素から、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。  
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域においてこうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## 8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点で

の行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう平素からの啓発を強化する必要がある。

- 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って落ち着いて行動する。
- ・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※ 「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考